

第380回徳島県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和5年9月29日（月） 13：57～15：04
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、岡田委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、上月委員、
岡崎委員
- 4 欠席委員 久川委員
- 5 事務局 和泉事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 妹尾係長
- 7 議 題
 - (1) 令和5年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間
及び事務取扱要領について
 - (2) 下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請
について
 - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
 - (4) あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁
止期間の設定に係る委員会指示について
 - (5) 内水面漁業協同組合連合会からの要望について
 - (6) その他

8 議事

局長： それでは、これより第380回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中9名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしく申し上げます。

議長： 皆さん改めまして、こんにちは。

委員の皆様方には残暑厳しい折、また大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から第380回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、岡田委員さんと上月委員さんをお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。議題(1)は「令和5年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間及び事務取扱要領について」でございます。

それでは、県から説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 何かご意見等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案のとおり異議のない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので本件については諮問案のとおり、

答申することに決定いたします。

次に、議題（２）に移りたいと思います。議題（２）は、「下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： ５年度はしょうがないけど、６年度からは１０月も１日から３１日まで禁止にしたらどうですか。海部川漁業協同組合では１０月１日から禁止にしています。他の河川は無理かもしれないので、せめて来年か再来年から。

事務局： 他の河川が難しいということで、このような２段構えのやり方になっています。元々、１０月はどうしても採捕しているという川があったので１１月からということになっていますので、１０月はできるところはやっていただいて、罰則はないですがご協力をお願いしているところです。１０月からいきなり禁止にするのは調整が難しいと思われまますので、出来る範囲でということになっています。

委員： ３年後に禁止しますという文書にしたらどうですか。

事務局： 他の河川の状況を聞いてみないとわかりませんが、難しいと思います。

議長： 他に何かございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を發出するとともに、文書を發出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出するとともに文書を発出することとします。

次に、議題（３）「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料３により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 何かご質問等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、議題（４）「あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料４により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： これって水産動植物って規制してますけど、アユ以外のものもダメってことですか。

事務局： そうです。水産動植物なので。アユの産卵場に立ち入ってカニ獲ってたりされると困るということで水産動植物とい

う括りにしています。アユだけにするとアユを獲らなかつたらいいんだろうと言う者が出てくる可能性がありますので、水産動植物の採捕を広く禁じています。

委員： わかりました。

議長： 他にご質問等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、議題（５）「内水面漁業協同組合連合会からの要望について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料５により説明

議長： ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： うちの漁協はこの年末で解散することとなっております。解散の理由として、川の環境が悪くなったということもありますが、昔のようにアユを獲って金儲けするとかでなく、趣味の人が増えてきてます。アユやアメゴはいいんですが、ウナギがとて高くなって手に入らないです。ですから義務放流をするにしても市場から掻き集めてするっていうのもどうかという気がします。そういった面で苦労しました。

事務局： 委員が仰ったように、ウナギの放流が出来ていない河川が昨年の義務放流の報告の時も多かったです。アユやアメゴはほとんどの河川で出来ておったのですが、ウナギについては出来てないところが多くて、一方ではちゃんとやってると

ころもあります。数量が難しければ金額を合わせてもらうとかいう方法も考えられるかと思います。改めて案を示させていただきたく思いますので、その際はご審議をお願いいたします。

議長： 他にご質問等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては事務局で他県の状況調査等をお願いいたします。

続いて、議題（６）「その他」でございます。
何かございますか。

議長： 無いようです。それでは以上をもちまして第３８０回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上